

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

権利者の皆様におかれましては、よき新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。本年も高規格堤防と区画整理の一体的な整備による安全・安心のまちづくりに向けて全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、「先行整備街区等への申出の受付について」他3件についてお知らせします。

先行整備街区等への申出について

昨年の9月末より受け付けしました先行整備街区A、先行整備街区B及び重複利用区域（先行整備街区Bを除く阪高上部）への換地の申出につきましましては、12月14日に受付を終了しました。ご協力ありがとうございました。

なお、申出いただいた件数は、先行整備街区Aが87件、先行整備街区B（阪神高速道路上部）が4件、重複利用区域が3件でした。

先行整備街区等へ申し出された方へは、平成31年3月～4月頃に仮換地の位置等について個別にご説明させていただく予定です。今後、仮換地の設計、土地区画整理審議会（2月末開催を予定）への付議、説明図面の作成など準備が整い次第、日程等をご連絡いたします。

【土地買取り、先行整備街区等どちらも申し出されなかった方（二度移転の方）】

換地の位置等について、今年の秋以降にご説明をさせていただく予定です。時期等は「区画整理だより」などにより、改めてご連絡させていただきます。

建物調査図面の確認について

皆様の建物を調査させていただいた時にUR都市機構で図面を作成しています。その図面をご確認いただきたく（補償物件調書のご確認）、下記のとおりご案内しますのでよろしくお願いいたします。

記

- 1.対象の方 先行整備街区へ換地の申出をされた方
（今回、申出されていない方は、改めてご連絡いたします）
- 2.時 期 平成31年2月頃より順次
- 3.連絡方法 UR都市機構又はURリンクージュよりご連絡（直接訪問、電話等）いたしますので、その際はご都合のよい日時をお知らせ下さい

先行整備街区の整備工事について

先行整備街区の宅地整備工事については、先行整備街区Aの西側から着手したところです。引き続き、国土交通省大和川河川事務所の工事との調整を行いながら、工事進捗を図ってまいります。

先行整備街区Bについては、本年春からの本格的な着工に向けて、市道内の地下埋設物の試掘調査などを行っているところです。

近隣の皆様にご迷惑がかからないように努めてまいります。お気づきの点がありましたら、お問い合わせ下さい。

配布資料の訂正について（お詫びとお知らせ）

個別面談の際に、参考資料として住宅の再建や資金、税金のことなど第三者に無料で相談できる相談先の一例をご紹介した「相談窓口の一例」（別添）を提供しましたが、近畿税理士会の連絡先に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。ご迷惑おかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

〔 誤：050-5520-7758 ⇒ 正：050-5520-**7558** 〕

※URからのお願い

この「区画整理だより」では、大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の権利者の皆様へ、事業に関するお知らせ等をお届けしています。

堺市への土地買取りに申し出されている方には、市と契約されて権利者でなくなった時点で送付を停止していますが、買取りに決めているので「区画整理だより」はもう送ってほしくないという方につきましては、お手数ですが、UR都市機構までご連絡下さい。

また、相続や贈与等により、権利者が変わられた場合には、新たな送付先をご連絡いただきますようご協力をお願いします。



UR都市機構

【お問合せ先】

独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所

〒590-0906 堺市堺区三宝町4丁274番2

TEL：072-282-7722